

# 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

## ○特例措置の対象：

浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する避難確保・浸水防止計画に基づき浸水の防止に資するために取得する浸水防止用設備（止水板、防水扉等）

## ○特例措置の内容：

最初の5年間価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする。

※市町村においてあらかじめ条例の制定が必要

止水板



防水扉



排水ポンプ



換気口浸水防止機

